

【担当課・グループ名】健康子ども部子ども保育課保育グループ

行政活動の名称	四街道市保育所における保育に関する条例及び同施行規則の廃止					
概要	<p>児童福祉法第24条の規定に基づき、保育の実施基準(保育を行う基準)について条例で定めているが、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により児童福祉法が改正され、子ども・子育て支援法により、保育の必要性について、内閣府令で定めるもののほか、市町村が客観的基準に基づき認定する仕組みとなったことから、既存の条例及び同施行規則を廃止するもの。なお、保育の必要性の認定に関する基準については、新たに規則で定める。</p>					
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)
詳しい理由	<p>法律の改正に伴い、既存の条例及び施行規則を廃止するものであり、新たに定める「(仮称)四街道市保育の必要性の認定に関する規則の制定」において市民参加手続を実施することから、第1号に該当するため。</p>					
公告日 *1	26年11月4日	公告第270号-3	その他の公表	ホームページ 26年11月4日		
計画等決定時期 *2	平成26年12月22日	行政活動実施時期 *3	平成27年4月1日	実施段階(PDCA) *4	A	
<p>*1…条例第6条第3項の規定による公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載 *3…行政活動の実施をした日を記載(未実施の場合は、予定日を記載) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>						

市民参加推進本部コメント

適正である

市民参加推進評価委員会コメント